

令和8年浄化槽清掃業許可申請書類の提出について

1 申請に必要なもの

- (1) 許可申請書（添付書類含む。）
- (2) 申請手数料 5,000 円（1月30日（金）までに、配付した納付書にてお支払いください。）

2 許可申請書について

申請書類一覧表 **提出期間：令和8年1月19日（月）～2月6日（金）午後5時 ※必着**

	申請書類	提出根拠
1	許可申請書(第5号様式その3)	法 § 35-1 条 § 24-1 条規 § 19
2	(1) 定款(提出日前3か月以内に原本確認するもの) (2) 履歴事項全部証明書 (提出日前3か月以内に法務局の証明するもの)	法規 § 10-2① 条規 § 19-3①
3	欠格要件に該当しない旨の誓約書 (様式1) ※外国籍の場合は、登記されていないことの証明書 (提出日前3か月以内に法務局の証明するもの)	法規 § 10-2③ 条規 § 19-3②
4	履歴書 (法人にあつては、役員の名簿 (様式2) 及び履歴書)	法規 § 10-2⑤
5	(1) 従業員調書 (様式3) (当市の浄化槽清掃業に係るすべての従業員) (2) 運転手の運転免許証 (免許情報記録個人番号カードの場合は、マイナンバーカード表券面 (顔写真) 並びに免許証の有効期限及び違反歴が確認できる書類) の写し	法規 § 11④
6	保有器具・機材調書 (様式4)	法規 § 11
7	専門的知識、技能及び相当の経験を有する者の資格証明の写し 例：浄化槽清掃技術者講習会修了証の写し	法規 § 11④ 条規 § 19-3④
8	営業所内の配置平面図 (様式5)	法規 § 10-1③ 条規 § 19-3⑥
9	営業所等の付近の見取図 (様式6)	法規 § 10-1② 条規 § 19-3⑥
10	(1) 春日井市以外の許可状況一覧表(様式7) (2) 春日井市以外の浄化槽清掃業の許可証の写し	法規 § 10-2⑤
11	処理料金 (様式8)	法規 § 10-2⑤ 条規 § 19-3⑤

法：浄化槽法

法規：法施行規則

条：春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

条規：条例施行規則

(裏面もご確認ください。)

3 提出方法

- (1) 提出書類は、全て紙媒体とし、窓口持参または郵送で提出してください。
- (2) 申請に必要な部数は2部（提出用・控用）です。控用は写しでもかまいません。
- (3) 郵送の場合は、控用の返信用封筒（要切手貼付）を同封してください。

4 留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び市条例に基づき適正に管理します。
- (2) 定款については、原本でない場合、余白に原本であること（原本と相違ないこと）の証明をし、日付、住所、会社名、代表者名を記入してください。
- (3) 欠格要件に該当する対象者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(※)の2を確認してください。
※ 市のホームページ（ID：1009816）に掲載しています。

5 提出先及び問い合わせ先

〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市環境部ごみ減量推進課 廃棄物対策担当
TEL：0568-85-6221
mail：gomigen@city.kasugai.lg.jp